

不動産ご購入者様のパートナー『総合 FP 事務所の株式会社 FREE PEACE』が発行しています

暦年贈与が改正？

暦年贈与とは、暦年課税の基礎控除（年間 110 万円まで）を活用した相続税対策のことです。早い時期から生前贈与を行い資産を減らしておくことで、相続税とあわせた負担を軽くすることができます。令和 5 年度の税制改正により加算期間が相続開始前 3 年以内から 7 年以内に延長したことで、相続時精算課税制度を選択した場合でも、受贈者 1 人あたり年間 100 万円の基礎控除額が適用可能になりました。今回は暦年贈与と相続時精算課税制度の違いについて整理していきましょう。

○暦年課税と相続時精算課税制度の違い

・暦年課税

- ① 贈与者
原則として制限はない（血縁や姻せきなど関係なく誰でももらえる）
- ② 受贈者
原則として制限はない（血縁や姻せきなど関係なく誰でももらえる）受贈財産の種類にも制限がない
- ③ 非課税枠（基礎控除額）
年間 110 万円の基礎控除額がある。暦年課税の場合、年間 110 万円までの贈与は税金がかからない
- ④ 非課税限度を超えた場合
超えた分だけ受贈者が税金を納める
- ⑤ 贈与税の申告
110 万円までは申告不要。税額は累進課税で金額が大きくなればなるほど税率が上がる
- ⑥ 贈与者が死亡した場合の相続税
暦年贈与でもらったものは原則として相続税の対象外だが 相続が開始する前 7 年以内に贈与されたものは相続税の対象として加算される
- ⑦ 回数制限
利用回数の制限はない。ただし相続時精算課税を選択した時点で暦年課税を利用できなくなる

・相続時精算課税制度

- ① 贈与者
贈与した年の 1 月 1 日において 60 歳以上である父母または祖父母（直系尊属）
- ② 受贈者
贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の推定相続人および孫（養子も含む）
- ③ 非課税枠（特別控除）
贈与する人ごとに 2500 万円が特別控除になる。相続が開始されるまで何度贈与を受けても、その累計額のうち 2500 万円までが非課税
- ④ 非課税限度を超えた場合
贈与した合計額から特別控除の 2500 万円を引いた額に一律 20%を課税
- ⑤ 贈与税の申告
金額の大小に関係なく贈与税申告書と相続時精算課税選択届書を提出する義務がある
- ⑥ 贈与者が死亡した場合の相続税
相続税の適用対象として相続財産に加算される。相続開始以前に贈与税の支払いがあった分は相続税額から控除
- ⑦ 回数制限
利用回数の制限はない。この制度を選択すると、相続時までこの制度しか利用できない